

熊本県高等学校就職問題検討会議確認事項

～高等学校卒業予定者の応募・推薦方法等に係る申し合わせ～

1 応募前職場見学について

生徒が事前に職業や職場への理解を深め、適切な職業選択や事前の理解不足による就職後の早期離職の防止に資することを目的に、応募前職場見学を実施する。

なお、学校行事等へ影響を及ぼさない範囲で実施する。

また、安定所は応募前職場見学が求人者の採用選考の場とならないよう、求人者に対して周知・徹底を図るとともに、学校は生徒に対して必要な指導を行う。

2 指定校制について

全国で運用が開始されている高卒者就職支援システムについては、求人者に対して求人者の公開を積極的に働きかける。

3 複数応募・推薦について

(1) 複数応募・推薦については、10月15日までは従来どおり「1人1社制」とし、10月16日以降2社まで応募・推薦を認める。

(2) 対象となる生徒は、10月15日までに採用が内定していない生徒とする。

ただし、10月15日までに採用試験を受け、採否結果が出ていない生徒は対象としない。

(3) 公共職業安定所は求人受理の際に求人者に対して、「10月16日以降併願の可・否」について確認し求人票に明記する。

(4) 内定の通知があった場合は、応募した事業所に対して7日以内に「内定承諾書」または「辞退書」を提出する。

(5) 個別事情等により上記(4)に規定する期限内に提出ができない場合は、学校が企業に連絡の上、了承を得るなどの対応をする。

4 校内選考について

希望者が特定の企業に集中した場合や本人の適性、能力等で必要な場合などについては、企業の求人条件等を踏まえて学校側が適切に対応する。

5 議事の公開

検討会議の議事経過については、原則として公開する。

また、検討会議における申し合わせ事項については、報道機関等に発表するとともに、学校及び求人者等に対して必要な周知を行う。

熊本県高等学校就職問題検討会議確認事項

～既卒者及び高校中退者への職業紹介等に係る申し合わせ～

1 紹介日

9月16日以降とする。

2 紹介件数について

10月15日までは1人1社制とし、10月16日以降は一般求人を含め1人2社まで紹介を認める。

3 応募書類について

「厚生労働省履歴書様式例を参考にした履歴書」又は「全国高等学校統一応募用紙」を使用する。

4 指定校求人への応募について

指定校の判断により紹介を行うこととし、指定校以外での紹介は認めない。但し、インターネット公開を行っている求人については、指定校以外での紹介を認める。

5 採用選考について

新規高等学校卒業予定者と既卒者等（高校中退者を含む）の採用選考は会場、時間等を別々に行うなど配慮する。

6 採用時期について

特に制限を設けない。

7 適用範囲

県内安定所において受理した求人について適用するものとし、県外からの求人については、求人受理安定所の所在する都道府県のルールを適用する。

8 その他

高校中退者については、学校において応募可能な求人の確認が出来ないことから、管轄の安定所との連携により紹介を行う。

熊本県高等学校就職問題検討会議確認事項

～民間職業紹介事業者による高等学校卒業予定者の職業紹介等に係る申し合わせ～

民間職業紹介事業者（以下「事業者」という。）が熊本県内の高等学校卒業予定者の職業紹介を行うに当たっては、職業安定法第5条の5に定める「求職者等の個人情報の取扱い」等を遵守するとともに、熊本県高等学校就職問題検討会議で申し合わせた確認事項に加え、高校生の職業紹介等が適切に運用されるよう、関係機関（※）と協議し、以下の事項について申し合わせる。

1 求人ルールについて

下記の選考スケジュール等を遵守すること

求人受理開始期日：6月1日

求人情報提供開始期日：7月1日

職業紹介開始期日：9月5日

選考開始期日：9月16日

複数紹介開始期日：10月16日

2 求人受理について

求人の申し込みが職業安定法第5条の6第1項各号のいずれかに該当するかどうかについて、厚生労働省が示す様式例（自己申告書）により求人者に対して自己申告を求め、該当することを知った場合には、これを受理しないこと。（求人不受理）

求人受理に当たっては、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）が使用する高卒用求人票様式に準じた様式により行うとともに、「青少年雇用情報シート」を活用し求人者に対し青少年雇用情報の提供を求めること。

なお、生徒に対して求人情報の提供等を行う際には、当該生徒が在籍する学校を通じて行うようにするとともに、その他学校教育の円滑な実施に支障がないよう必要な配慮を行うこと。（学校との連携）

また、毎年5月にハローワークが開催する学卒求人説明会を受講することが望ましいこと。

3 職業相談・職業紹介について

事業者は、生徒が職業知識や労働法等の知識に乏しいことに留意し、丁寧な職業相談に努めなければならない。また、職業相談の過程において、生徒が進路指導主事等の同席を望む場合等、必要に応じて、同席を認めること。

職業紹介に当たっては、ハローワークが使用する紹介状様式に準じた様式により行うとともに、職業安定法第5条の6第1項に基づき紹介保留期間中の求人に紹介することがないように留意すること。

なお、熊本県高等学校就職問題検討会議の申し合わせにより、上記1の複数紹介開始日の前日までの応募については、学校又はハローワークによる紹介と合わせて1人1社とされていることに留意すること。

また、求人者が生徒に対して選考旅費を支給する場合は、学校長が証明した「就職採用選考旅費額証明（熊本県教育庁様式）」により支給するよう働きかけること。

4 複数応募（複数紹介）について

上記1の複数紹介開始期日以降、学校又はハローワークによる紹介と合わせ1人2社まで応募することができる。

ただし、採否結果が未確定の場合は1社応募としてカウントする。

5 公正な採用選考等

公正な採用選考の観点から、応募書類は、文部科学省、厚生労働省及び全国高等学校長協会の協議により定められた「全国高等学校統一応募書類」を使用すること。

事業者が紹介した求人について、生徒が採用試験後、学校に提出する「就職受験報告書」において、不適切な質問等が行われたと思われる場合、学校は教育委員会等（県教委、市教委、私学振興課）、ハローワーク、熊本県高等学校進路指導研究会及び事業者に通報することとし、事業者は、速やかに求人者に対してその事実を確認するとともに、確認結果をハローワークへ報告すること。

なお、不適切な事案が発生した場合の具体的な対応は別途定める。

6 採否通知等

事業者は、採用選考後可能な限り7日以内に学校を通じて生徒宛て採否通知を行うよう求人者に対し働きかけること。

採用内定通知を受けた生徒は、採用内定を承諾する求人者に対し、「就職承諾書（九州地区高等学校進路指導研究協議会統一用紙）」を速やかに提出するものとする。また、複数受験に係わって採用内定を辞退する場合には、採用内定を辞退する求人者に対し、「複数受験に係わる採用内定の辞退について（熊本県高等学校進路指導研究会統一用紙）」を速やかに提出するものとする。

7 事業者が本申し合わせ等に抵触する取扱いを行った場合

学校は事業者が本申し合わせ等に抵触する取扱いを行った場合は速やかに管轄のハローワークへ連絡すること。

連絡を受けたハローワークは、その内容を訓練課へ報告することとし、訓練課は、その内容に応じて、熊本労働局職業安定部職業安定課需給調整事業室等の関係機関と十分に連携を図り、速やかにその問題解決に努めること。

なお、事業者は、労働局やハローワークと情報を共有し、連携して問題解決に当たること。

※関係機関

熊本県経営者協会 熊本県商工会議所連合会 熊本県商工会連合会

熊本県中小企業団体中央会 熊本県高等学校進路指導研究会

熊本県公立高等学校長会 熊本県私立中学高等学校協会

熊本県総務部総務私学局私学振興課 熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課

熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課 熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課

熊本公共職業安定所 熊本労働局職業安定部職業安定課 熊本労働局職業安定部訓練課